

行政不作為についての審査請求書

根拠とする法：日本国憲法第 15 条、刑事訴訟法第 239 条

第 2 項、刑法第 193 条 公務員職権濫用罪

行政不服審査法第 1 条第 1 項、同 19 条第 3 項

国家公務員法及び地方公務員法 全般

不作為行政庁の長 () 殿

審査請求年月日：() 年() 月() 日
審査請求者：() 印
住所居所連絡先：()

審査請求の当事者適格のある私()が、過日(2021 年 月 日)に貴殿 不作為の庁(以下、該当庁)に提出し受理されかつ処分または保留または回答不作為とされた、本書添付の参考法令書類写しに記された蓋然性の高い証拠資料によって、該当庁で担当した国家公務員または地方公務員である職員とその上司は【特異な自然災害である新型コロナウィルスとの感染症が存在していない(不存在の)科学的証拠と事実を職務上知りえて認知した】ので、受理担当した職員及びその上司は【不存在が証明された特異の自然災害に対しての政策を行う事は行政の遂行上全く合理性と必要性が無くかつ違法で、" 特異な新型コロナウィルスは存在すると私的に信じる一部の国民 " に対してのみの奉仕者となればその公務員は日本国憲法第 15 条に對して重大な憲法違反を犯している。】

【さらに職務上新型コロナウィルスが不存在である事實を知りえ認知をしていながら、引き続き不存在の新型コロナウィルスの感染症対策を行うといった不正な職務を遂行しつつ不正事實を該当庁の長に報告すべき公務員としての職務を不作為とした】が、担当した職員とその上司は現時点で刑事訴訟法第 239 条第 2 項【職務上犯罪思料した時の告発義務】に基づき不存在の新型コロナウィルスに対する不正行政中止の提起や不正を庁内部告発する職務上の義